

判決年月日	平成 2 5 年 9 月 1 0 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）10425号		
○ 当初明細書の趣旨が全体として舵取機室に主眼を置かれているとしても、バラスト水処理装置を「非防爆エリア」に配設する構成によって「各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむ」という効果を奏する，ひとまとまりの技術的思想が実質的に記載されている以上，本件発明 6 が特許法 1 7 条の 2 第 3 項の要件を満たさないとの審決の判断は誤りである。			

（関連条文）特許法 1 7 条の 2 第 3 項

原告らは，発明の名称を「船舶」とする特許について，被告から無効審判の請求を受けた。特許庁は，訂正を認めた上で，請求項 6 について，「船舶後方の舵取機室以外の『非危険区域（非危険区画）』ならどの場所（機関室も含む）でもよいことになる。このことは，『バラスト水処理装置を舵取機室に配設』するという本件出願当初の発明の要旨を逸脱し，新たな技術事項を導入したものと認められることになり，願書に最初に添付した明細書に記載された技術範囲を逸脱するものとなり，新規な事項に該当し特許法 1 7 条の 2 第 3 項の規定により特許を受けることができない」と判断し，無効審決をした。本件は，原告らが本件審決の取消しを求める事案である。

本判決は，概要，以下のとおり判示し，本件審決を取り消した。

当初明細書の趣旨が全体として舵取機室に主眼を置かれており，【 0 0 3 0 】の記載が操舵機室の効果を文理上述べているとしても，【 0 0 3 0 】の記載に接した当業者は，「各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむという利点」が舵取機室特有の効果であると理解することはなく，舵取機室には限定されない，より広義の「非防爆エリア」に着目した効果であると即座に理解するものと認めることができる。そして，かかる理解の下，「非防爆エリア」についても，舵取機室とはほとんど無関係な単独の構成として理解するというべきである。

よって，【 0 0 3 0 】の記載から，バラスト水処理装置を「非防爆エリア」に配設する構成によって，「各種制御機器や電気機器類の制約が少なくてすむ」という効果を奏する，ひとまとまりの技術的思想を読み取ることができ，本件発明 6 の「非防爆エリア」は，【 0 0 3 0 】において実質的に記載されているというべきである。「非防爆エリア」の構成について特許法 1 7 条の 2 第 3 項の要件を満たさないとはできない。本件発明 6 が特許法 1 7 条の 2 第 3 項の規定により特許を受けることができないとした審決の判断は誤りである。